

2022年9月1日

## 新型コロナウイルス感染症による宿泊施設・自宅等療養者に係る 療養証明書の取扱い等について

この度の新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、罹患された方々に、心よりお見舞い申し上げます。

日本少額短期保険協会（会長 渡邊圭介）は、2022年8月30日付で金融庁より「新型コロナウイルス感染症に関する医療機関や保健所における更なる負担軽減策の対応について」の要請を受け、医療機関や保健所の更なる負担軽減のため、給付金等のお支払いにあたり療養証明書の発行を医療機関や保健所に求めない事務構築の検討が行われるように、医療保険を取扱っている少額短期保険業者へ周知しましたのでお知らせします。

通常、医療保険の入院給付金等は、病院に入院して治療を受ける場合等にお支払いするものと保険約款で定めていますが、今般の新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、2020年4月10日付で金融庁より、新型コロナウイルス感染症に関する保険約款の適用等について、「保険契約者等保護の観点から、前例にとられることなく、柔軟な保険約款の解釈・適用や商品上の必要な措置を検討していただきたい」との要請を受け、保険約款を柔軟に解釈した特例措置として、新型コロナウイルス感染症が確認された方のうち、宿泊施設や自宅等で療養している方も同給付金等の支払対象としている少額短期保険業者があります。

少額短期保険業者への給付金請求等に関しては、2022年9月2日以降、My HER-SYSにより療養証明を取得できなくなる都道府県がありますが、そのような場合でも、原則、配慮要請事項に従いMy HER-SYSによる療養証明の運用を行ってまいりますので、ご了承の程、よろしくお願いいたします。（※1）

また、2022年9月1日付で金融庁より、『いわゆる「みなし入院」による入院給付金支払対象等について』の要請を受け、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲については、政府において、今後、全国一律に重症化リスクの高い方々（※2）に限定する方向で検討が行われていることも踏まえ、医療保険等を取扱う各社においては、医療機関や保健所の負担軽減に十分配慮しつつ、いわゆる「みなし入院」による入院給付金の支払対象も含めた取扱等について検討が行われるよう周知しています。

詳しくは、ご契約されている各社にお問い合わせください。

少額短期保険業界では、各医療機関・地方自治体等の状況に配慮しつつ、適正なお支払いに向けたお手続きを行うよう努めてまいります。一日も早くこの事態が終息し、皆様が安心して過ごせる日々が戻ってくることを心から願っております。

(※1) 療養証明書以外に新型コロナウイルスに罹患したことが確認できる代替書類として  
利用可能性のある書類例

- ・ My HER-SYSの証明
- ・ 医療機関等で実施されたPCR検査や抗原検査の結果がわかるもの
- ・ 診療明細書（医学管理料に「二類感染症患者入院診療加算」（外来診療・診療報酬上  
臨時的取扱を含む）が記載されたもの）
- ・ コロナ治療薬が記載された処方箋・服用説明書
- ・ 自治体が設置している健康フォローアップセンターの受付結果（SMS・LINE等）
- ・ 保健所と陽性者がやりとりしたメールの写し
- ・ 保健所から陽性者に出された案内文（健康観察や生活支援の留意点などが記載）
- ・ PCR検査や抗原検査を実施する検査センター（医療機関以外でも可）の検査結果  
（市販の検査キットは除く） 等

(※2) 重症化リスクが高い方

- ・ 65歳以上の方
- ・ 入院を要する方
- ・ 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が  
必要な方
- ・ 妊婦

以上